

平成30年度東京都内アスベスト補助制度一覧(調査・分析)

	補助制度の概要	補助額	申込み期間
千代田区	1 民間の建築物 2 原則、建築基準法に適合しているもの 3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたもの	含有調査に要した費用の全額。ただし、1棟25万円を限度とする。	平成30年12月14日
	1 民間の建築物 2 原則、建築基準法に適合しているもの 3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたもの	区が委託した調査員を派遣して含有調査を実施する。	平成30年12月14日
港区	助成対象となる建築物 アスベストを含有する吹付け材又は保温材を使用し、又は使用した疑いのある建築物であること。 助成対象者 ①区内に対象となる建築物を所有する個人又は中小企業者 ②区内にある共同住宅の管理組合の代表者	アスベスト含有検査及び気中のアスベスト濃度検査に要する費用の1/2相当額(上限 10万円)	助成申請を行った年度内に検査が完了し、同一年度の3月10日までに完了届を提出でき、かつ、同一年度の3月31日までに助成金請求書を提出できること。
新宿区	区内にある、建築基準法の違反が無い建築物のうち、吹付けアスベストが使用されているおそれのある建築物を所有する個人、中小企業者及び分譲マンション棟の管理組合の代表者	含有調査費(消費税相当額を除く)の10/10相当 ただし上限25万円/棟	毎年度4月当初から12月頃(予算がなくなり次第終了)
	区内にある、建築基準法の違反が無い建築物のうち、吹付けアスベストが使用されているおそれのある建築物を所有する個人、中小企業者及び分譲マンション棟の管理組合の代表者	区が委託した調査員を派遣して含有調査を実施する。	毎年度4月当初から12月頃(予算がなくなり次第終了)
台東区	1. 助成対象調査 区内にある今後とも継続して使用する以下の建築物に対して行うアスベスト含有調査 ① 屋内外においてアスベスト含有の可能性のある吹付け材が露出した状態で使用されている住宅、兼用住宅又は共同住宅 ② 建築基準法第6条又は第6条の2の手続きを伴う増築、大規模修繕・模様替を行うおそれのある建築物 2. 助成対象者 ① 区内に住所を有する個人 ② 区内に共同住宅を所有する個人 ③ 区内にある共同住宅の管理組合	費用の2分の1を乗じて得た額とし、かつ限度額10万円(ただし、アスベスト簡易調査のみ 1万円)	なし
墨田区	・区内に建物を所有する中小企業法に定める中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く)、個人 ・分譲共同住宅の管理組合	吹付け材のアスベスト含有に関する分析調査費用(消費税を除く)の半額(上限10万円)	調査開始前
江東区	対象者: 区内に建築物を有する中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く)、区内に建築物を有する個人、区内にある分譲共同住宅の管理組合 対象経費: アスベストを含有している可能性のある吹付け材又は保温材等が使用されている区内の建築物について、専門調査機関によるアスベスト分析調査に要する費用(建築物1棟につき1回限り)	調査費用の2分の1以内限度額: 5万円	期限なし
品川区	助成件数: 5件(先着順) 助成対象: 吹付けアスベスト・吹付けロックウール・吹付けパーキユライト・吹付けパーライト・吹付け塗材の含有分析調査費 ※分析調査の結果、アスベストを0.1%以上含有していたものに限り助成の対象 助成対象者: (1) 対象建築物を所有する個人および中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの) (2) 管理組合の代表者 (3) その他区長が必要と認める者 助成対象建築物: 品川区区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法に則った建築物の他、工作物に該当する立体駐車場	含有分析調査費の10/10相当上限7万円/棟	平成31年3月26日まで(年度毎) ※調査実施後6か月以内の事後申請制
目黒区	建築物に吹き付け材等のアスベスト(石綿)と疑われる建材が使用されており、その建材のアスベストの含有等について専門の検査機関に分析調査を依頼する費用を助成する。 【対象者】区内に建築物を有する者、区内にある分譲集合住宅の管理組合代表者、区内に建築物を有する中小企業の事業者 【対象建築物】申請者が区内に有する建築物で、平成18年8月31日以前に建築されたもの。 【対象建材】吹付け材、保温材及び断熱材等で、建築物の設計図書、建築年次、使用用途などから推測し、アスベスト含有の可能性のあるもの。	費用の半額(限度額: 戸建10万円、集合住宅20万円、事業用建築物20万円)を助成する。	原則調査実施前の申請だが、実施後1年以内に限り申請可
大田区	区内にある建築物に使用されている吹付け材について、そのアスベスト含有分析調査に要した費用助成する。 【助成対象】 次に該当し、個人は住民税、法人は法人住民税を納付済の者。 ・建物所有者(複数の方で所有している場合は、過半数が合意した代表者) ・中小企業法に規定する会社又は個人 ・区分所有建築物は、建物の区分所有者団体の代表者 ・建物の使用者又は管理者で、分析調査をすることに所有者から承諾を受けた者 【対象建築物】 区内にある建物で、平成9年3月31日以前にしゅん工していること。	分析調査機関に支払った費用及び現場調査に要した費用の合計の半額で、10万円が限度。交付は原則として1棟につき1回。	特になし
世田谷区	・平成18年9月30日以前に建築された民間建築物の吹付け材であること。 ・申請者が、区内にある助成対象建築物の所有者または管理組合であること。 ・アスベスト含有調査に「建築物石綿含有建材調査者」が関与し、専門の調査機関による分析を行なうこと。	1棟あたり25万円が上限	平成30年度 6月1日～11月30日
板橋区	アスベスト分析調査を行う建築物等の所在が板橋区であること。補助の対象者は建築物等を所有する個人、事業主、分譲集合住宅の管理組合の代表者、その他区長が必要と認める者。同一申請者については年度内1回。同一建築物については申請者が異なる場合でも、年度内1回のみ補助する。	アスベスト分析調査費用の2分の1(5万円を上限) (国の補助制度非活用。自主財源)	随時
練馬区	・区内に所在する民間の建築物等 ・住民税および軽自動車税を滞納していない ・一棟一回限り	・戸建住宅 上限5万円 ・分譲共同住宅、賃貸共同住宅、事業所等 上限10万円 ・いずれも助成率2分の1	4月1日から3月31日まで (請求が3月15日まで)
足立区	・平成18年9月30日までに建築された建築物または工作物が対象 ・調査前の申請 ・対象建築物または工作物につき1回を限度	助成率: 対象調査費の100%限度額: 10万円	助成申請を行った年度内に調査が完了し、助成金の交付請求を同一年度の3月31日までに 行うことができる期間
葛飾区	屋内外にアスベストを含有する可能性のある吹き付け材が使用されたもの。 助成対象建築物: 区内の住宅・兼用住宅、共同住宅 助成対象者: 当該建築物の所有者、または建物の区分所有者等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体。(管理組合)	住宅・兼用住宅: 1件10万円を限度に、対象経費の1/2 共同住宅: 1件30万円を限度に対象経費の1/2	受付期間は平成30年4月2日から平成31年1月18日まで ※期限に間に合わない場合は要個別相談
江戸川区	江戸川区アスベスト調査費助成金交付要綱に基づき、建築物等に使用されている吹付け材等のアスベスト含有の有無を調査する費用の一部を助成。	調査費の2分の1(一棟10万円を限度)	なし
三鷹市	平成18年9月1日以前に着工した建築物のアスベスト使用調査を助成。 対象者①戸建て住宅=居住している個人、②分譲共同住宅=居住している管理組合の代表者、③そのほかの建築物=個人または中小企業者	調査経費の①②全額、③2分の1(1,000円未満切り捨て。上限は①15万円、②25万円、③20万円)	平成30年12月3日(金)まで